

# 原子力損害賠償紛争解決センター 活動の概要

平成26年10月

# 原子力損害賠償の体制

## 【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。(無過失責任、責任集中、無限責任)  
ただし、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた場合を除く。
- 原子力事業者は、民間保険契約及び政府補償契約の締結等を義務付け。

### 原賠法第16条に基づく措置

**内閣総理大臣**  
機構の設立・運営一般及び 東京電力の事業運営を監督

**文部科学大臣**  
機構の設立・運営一般を監督

**経済産業大臣**  
東京電力の事業運営を監督

**文部科学大臣**

## 原子力損害賠償紛争審査会

原賠法第18条に規定

### 指針の策定

賠償の範囲、算定方法等の明確化

交付国債の発行※1

国庫納付

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

資金援助※2

特別負担金

負担金

東京電力(特定原子力事業者)

全原子力事業者※3

合意不成立

### 和解の仲介

(原子力損害賠償紛争解決センター)

総括委員会 3名

仲介委員 279名

(事務局)

文部科学省原子力損害賠償紛争和解仲介室長、次長2名、調査官(弁護士)186名 他

被害者

合意不成立

賠償交渉

合意成立

合意不成立

合意成立

裁判所

判決

賠償金の支払い

### 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の主な業務

- 特定原子力事業者に対する資金援助
  - ・資金交付
  - ・株式の引受け、社債等の取得
  - ・資金の貸付け
- 被害者の相談受付、必要な情報の提供及び助言

※1 H23年度に5兆円の交付国債を発行済み

※2 総合特別事業計画により、5.4兆円の資金援助と1兆円の株式引き受け等を実施

H26年9月24日現在、4兆3,756億円を資金交付。

※3 実用発電用原子炉又は実用再処理施設を持ち、かつ原子炉の運転等をしている者(機構法第38条)

# 和解の仲介を進めるための体制の整備

## 【概要】

今回の原発事故による原子力損害の発生状況を踏まえると、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介能力や 裁判所の処理能力を超えて賠償に関する仲介・訴訟案件が多数にのぼると想定され、同審査会の体制を整備するために、法務省、裁判所、日弁連等の協力を得て「**原子力損害賠償紛争解決センター**」(ADRセンター)を設置。

## 【和解の仲介】

仲介委員が当事者双方の意見を調整し、合意形成を後押しする。



### ＜ADRセンター所在地＞

- ・第1東京事務所(港区西新橋)
- ・第2東京事務所(港区新橋)
- ・福島事務所(郡山市)
  - 県北支所(福島市)
  - 会津支所(会津若松市)
  - いわき支所(いわき市)
  - 相双支所(南相馬市)

## 【実績】(平成26年10月1日現在)

- (1) 申立件数: 13, 220件(申立人数: 54, 439人)
- (2) 既済件数: 10, 427件
- (3) 現在進行中の件数: 2, 793件 (1) - (2)
- (4) 現在提示している全部和解案: 262件 東電及び申立人からの回答待ちのもの
  - ・口頭審理期日開催数: のべ7, 872件
  - ・電話対応件数: のべ27, 898件

【体制】 ADRセンターは、審査会に設置された「総括委員会」、和解の仲介業務を行う「仲介委員」、庶務を担う事務局により構成されている。

### ○総括委員会

全体総括: 和解の仲介手続に関する規則の制定・改廃、「総括基準」の策定 等  
委員長: 大谷 禎男(審査会委員、弁護士、駿河台大学法科大学院教授)  
委員: 鈴木 五十三(弁護士)、山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)

### ○仲介委員 279名(弁護士)

### ○事務局: 原子力損害賠償紛争和解仲介室

室長: 團藤丈士(前東京地方裁判所裁判官)、調査官186名(弁護士)ほか、計350名  
(平成26年10月1日現在)

# 原子力損害賠償紛争解決センター (原賠ADRセンター) について

資料1

## I. 原賠ADRセンターとは？

- ・ 原発事故による損害賠償請求について、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が、お互いの事情などを伺いながら、円滑に解決を目指しています。
- ・ 東電から示された賠償金額では合意できない方などどなたでもご利用できます。

### 【センターの特徴】

1. **中立・公正な公的機関**が仲介します。
2. 裁判よりも**手続が簡便かつ迅速**で、御本人様おひとりでも申立てができます。
3. 仲介費用は**無料**です。(ただし、送料などの実費は発生します)

## II. センターの体制

- ・ 迅速かつ円滑に和解の仲介が進められるよう**体制を強化**しています。

### 【人員数】

仲介委員(弁護士):279名 調査官(弁護士):186名 (H26. 10. 1現在)

## III. 和解仲介の実績

- ・ これまでの既済件数のうち、**約8割が和解成立**に至ってます。
- ・ 平成25年に入ってから審理が早まっており、平均的には**おおむね半年での解決**となっています。

### 【申立ての状況】

申立件数 13,220件 (うち本人申立 約7割)  
既済件数 10,427件 うち全部和解成立 8,560件、取下げ934件、打切り932件等  
(H26. 10. 1現在)

- ・ 中間指針（賠償について国が定める一般的な指針）で対象とされなかったものや東電基準で賠償されなかったものについて、センターでは**個別の事情に応じて和解案を提示**しています。

## IV. 所在地等

[第一東京事務所] 〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13(第8 東洋海事ビル9 階)  
[第二東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6(COI 新橋ビル3 階)  
[福島事務所] 〒963-8811 福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2 階)  
[福島事務所県北支所] 〒960-8021 福島県福島市霞町1-52(福島市市民会館503 号室)  
[福島事務所会津支所] 〒965-0001 福島県会津若松市一箕町松長1-17-62  
[福島事務所いわき支所] 〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町1-4(いわき市文化センター第2 会議室)  
[福島事務所相双支所] 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2-1(南相馬市役所 北庁舎)

申立て書の  
送付先

[お問い合わせ先] 0120-377-155 (平日10時から17時)



# 原賠ADRセンターにおける和解手続の流れ

## 申立てに必要な書類の提出

- 申立書に記入ください。  
※様式は自由。参考様式も活用頂けます。  
※事務所に記入方法等を丁寧にご案内しています。
- 証拠書類（領収書、証明書など）とともに、センター東京第一事務所に郵送又は最寄りの事務所まで持参ください。  
※申立書は原本1部、コピー2部、証拠書類はコピー3部

## 申立ての受理

- 受理の連絡はありません。確認されたい場合は、フリーダイヤル（0120-377-155）まで電話ください。

## 仲介委員の選任 指名通知書の送付 東電からの答弁書の提出

- 1ヶ月程度で当センターから、担当する仲介委員等の氏名、連絡先などについて記載した通知書がお手元に届きます。
- 申立書に対する東電からの答弁書（手続き当初における東電の言い分）も前後して届きます。

## 和解手続

- 中立公平な立場の仲介委員が、必要に応じて、面談、電話、テレビ会議、書面により、事情を伺いながら解決を目指します。
- 4～5ヶ月での解決を目指します。

## 和解契約の締結 又は打ち切り

- 東電と和解に至った場合、和解契約書を取り交わし、その後、東電より和解金が入金されます。
- 場合によっては、和解仲介を打ち切ることもあります。

### ○手続についてのよくある疑問へのお知らせ

- ✓ 申し立て手数料は無料です。  
※申し立て書類の作成費用、郵送費用等は各自のご負担となります。
- ✓ ご本人で、弁護士を立てずに申し立てすることは可能です。
- ✓ 弁護士費用は自己負担ですが、センターでは、和解金額の3%を目安に、弁護士費用を賠償すべき損害と認めています。
- ✓ 東京電力への直接請求と同時並行で申し立てができます。
- ✓ 既に東京電力との間で合意している場合でも申し立てができます。
- ✓ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ✓ 東京電力との間で争いが無い金額については、速やかに、一部和解案の提示を行っています。

# 申立書の書き方（個人用）について

資料2

- この申立書は参考様式（簡易版）ですので、お使いにならなくても結構です。  
（例 1枚目のみをご使用いただき、以降東電に提出した請求書等で代用可能です）
- 記入内容に不備があっても、調査官が聞き取りをしながら手続きを進めますので、ご心配いただくなくても結構です。

## 和解仲介手続申立書

原子力損害賠償紛争解決センター 宛

申立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

申立人	ふりがな	ふくしま たろう		生年月日	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	福島 太郎		印	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	ふりがな	ふくしま はなこ		生年月日	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	福島 花子		印	明・大 昭・平	〇〇年〇〇月〇〇日
	ふりがな			生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
	氏名			印	明・大 昭・平	年 月 日
	ふりがな			生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
住居	現在	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福島県郡山市〇〇〇〇				
	平成23年3月11日時点	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福島県双葉郡〇〇〇〇				
電話番号等	電話	( )	FAX	( )		
代理人	ふりがな	ふくしま いちろう		代理人の資格		
	氏名	福島 一郎		印	長 男	
	住所	福島県郡山市〇〇〇〇				
電話番号等	電話	( )	FAX	( )		
郵便物の送付先 (指定通知場所)	<input type="checkbox"/> 申立人欄記載の現在の住所地 <input type="checkbox"/> 代理人欄記載の住所地 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
被申立人	氏名または法人の名称	東京電力株式会社				
	住所または本店所在地	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3				
受付印（センター使用欄）		和解の仲介を求める事項及び理由				
		申立人と東京電力株式会社の間には、別記のとおりので紛争がありますので、和解の仲介をしてください。				
		福島事務所				
		. . .				
		(福受) 第 号				

○申立書をセンターに提出・送付する日を記載してください。

○申立人の氏名・生年月日を記載してください。

○ご家族全員分の申立てをまとめて行うなど、複数人による申立てをまとめて行う場合は、2段目以降の欄を利用してください。

○印鑑を押していただきます。同じ印鑑又はシャチハタでも構いません。

○現在の住所（ご自宅、避難所等）と平成23年3月11日時点の住所を記入してください。

○センターからの連絡を希望する番号を記入してください。

○ご家族（父母・子等）などが代理人となって申立てを行う場合に記入してください。

○代理人がいる場合に必要となる委任状や戸籍謄本等は後日送付することもできます。

○センターからの郵便物を受け取る事ができる場所をチェックしてください。



- ◎以下、申立てをしようとする損害項目についてのみ記入いただければ結構です。
- ◎どこに書いたらよいかわからない場合は、「8 そのほかにかかった費用の賠償として」の欄あるいは「9 その他参考になると思うこと、」の欄に書いてください。
- ◎書くところが足りない場合は、紙を付け足して記載してください。

該当する□にチェックしてください。※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

### 紛争の問題点

- 東京電力が示した賠償案では納得できません。
- 東京電力が作成した請求書ではよくわかりません。
- お金に困っているので、仮払を希望します。
- その他 ( )

### 話し合いの経過

- これまで東京電力に対して、損害賠償請求をしたことは
- あります。( 一部 仮払 )
    - ※「あります」を選択された方へ東京電力へ提出した請求書・証拠資料等をセンターが取り寄せ、手続で利用することに
    - 同意します。
  - ありません。
- これまで東京電力から、賠償金等を受け取ったことは
- あります。( 一部 仮払 )
  - ありません。

### ※避難の有無についてお尋ねします

- 避難しました
- 避難しませんでした

### 1 避難にかかった費用の賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

避難の内容、かかった費用は次のとおりです。

#### ※ 3月11日に住んでいたところ

- 警戒区域  計画的避難区域  (旧) 緊急時避難準備区域
- 特定避難勧奨地点  その他 ( )  不明

#### ※ 避難先

① 場所 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ~  
\_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )

② 場所 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ~  
\_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )

③ 場所 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ~  
\_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )

交通費 \_\_\_\_\_ 円

宿泊費 \_\_\_\_\_ 円

その他(謝礼、引越し費用など) \_\_\_\_\_ 円

これを証明する証拠資料があります。

●避難指示等により避難したときの、避難に要した交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等を記入してください。

○損害金額について自分で算定することができない場合は、センターが算出しますので、「妥当な額の支払いを希望します。」にチェックしてください。

○損害額算定等のために必要な証拠書類(領収書、証明書等)は提出してください

○領収書やレシート等の証拠書類が残ってなくても、申立ては可能です。

○ただし、手続き中、事情をお伺いしたり、補うための資料等の提出を求められることがあります。

該当する□にチェックしてください。※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

## 2 生活費が増加した分の賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 新たに買い直したもの、必要なので買ったものは次のとおりです。

( \_\_\_\_\_ )

※ その他、支払いをしたものは次のとおりです。

( \_\_\_\_\_ )

これを証明する証拠資料があります。

● 避難指示等により避難したとき等において、生活費が増加した分の賠償を求めるときは記入してください。

## 3 収入がなくなった（減った）ことの賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 勤務先の名称 ( \_\_\_\_\_ )

※ 平均的な収入 平均月収 約 \_\_\_\_\_ 円

※ 減った額 約 \_\_\_\_\_ 円

※ 収入が減った期間 \_\_\_\_\_ ヶ月間

これを証明する証拠資料があります。

● 本件事故により、勤務先が廃業を余儀なくされ、または避難先が勤務先から遠方となったために就労ができなくなった場合等の給与の減収額等を記入してください。



該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

#### 4 営業ができなくなったり、売り上げが減った (なくなった) ことの賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

事業の内容 ( \_\_\_\_\_ )

※ 減った売上額 \_\_\_\_\_ 円

※ 追加で必要になった費用 \_\_\_\_\_ 円

※ 支出せずすんだ費用 △ \_\_\_\_\_ 円

※ 減った期間 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- ※ 減った原因
- 警戒区域等で事業を営んでいた。
  - 風評による被害
  - 間接的な被害 (上の2つによる被害者と一定の経済的関係にあった。)

その他

( \_\_\_\_\_ )

これを証明する証拠資料があります。

●個人で事業を営んでいる方において、本件事故に伴い取引先との取引が減少・停止したことにより減少した売上額、追加で必要になった費用、支出せずすんだ費用等を記入してください。

#### 5 精神的な損害の賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

次のような理由で特に苦痛が増えました。

高齢  妊婦  もともと身体に障害があった。

病院に行けなかった。  薬がなかった。

家族がばらばらになった。  避難所を転々とした。

家族の介護をしなければならなくなった。

放射線量が高く、毎日が不安だ

放射線量が高く、子供が外で遊べない

その他

( \_\_\_\_\_ )

これを証明する証拠資料があります。

●避難等により、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害等を記入してください。

該当する□にチェックしてください。※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

●市町村が実施する「一時立ち入り」等に参加するために要した交通費、家財の移動費用、宿泊費等を記入してください。

## 6 一時立ち入りで家に帰ったときの費用の賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。  
 妥当な額の支払いを希望します。

- ※ 立ち入りの回数 \_\_\_\_\_ 回  
※ 立ち入りの方法  自家用車  その他 ( \_\_\_\_\_ )  
※ 移動した区間 ( \_\_\_\_\_ ⇄ \_\_\_\_\_ )  
※ 宿泊  無  有 (場所 \_\_\_\_\_ 宿泊費 \_\_\_\_\_ 円)  
※ 家具等の移動  無  有 (かかった費用 \_\_\_\_\_ 円)

これを証明する証拠資料があります。

## 7 所有している物の価値が下がった（なくなった）ことの賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。  
 妥当な額の支払いを希望します。

※ 価値が下がったりしたと考える物は次のとおりです。

土地 (支払いを希望する額 \_\_\_\_\_ 円)

建物 (支払いを希望する額 \_\_\_\_\_ 円)

その他の物 ( \_\_\_\_\_ )

これを証明する証拠資料があります。

●財物（土地、建物、家財等）について、避難により管理できなくなったり、放射性物質の曝露により価値が下がったりした場合等の財物の価値喪失額等を記入してください。

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。  
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

### 8 そのほかにかかった費用の賠償として

- \_\_\_\_\_ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 求める費用は次のとおりです。

放射線検査（人 物）や除染のための費用  
\_\_\_\_\_円

避難生活中などにおける治療（病気 けが）にかかった費用  
（入院 通院）の期間 \_\_\_\_\_日  
\_\_\_\_\_円

避難終了後、自宅に帰るときにかかった費用

\_\_\_\_\_円  
 その他

( )

これを証明する証拠資料があります。

### 9 その他参考になると思うこと、手続の進め方に関する希望など、 どんなことでも自由に記載してください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

● 1～7以外のもの（例 検査費用、帰宅費用、治療費や薬代等の生命・身体的損害など）について損害があれば、記入してください。

● どこに記入すべきか不明な損害項目があれば、この欄に記入してください。

● その他、手続の進め方に関する希望などどんなことでも自由に記載してください。



## 代理人による申立てをお考えの方へ

原子力損害賠償紛争解決センター

**Q1 和解の仲介の申立ては、本人でなくてもできるのですか？**

- A 代理人による申立ても可能です。ただし、代理人となることができる方は、
- ①法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方
  - ②①のほか、代理人となることを当センターが承認した方
- に限られます(原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第5条第1項)。

**Q2 「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」とは、どのような意味ですか？**

- A 弁護士や司法書士(簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者に限る。)を指します。なお、一般に、「法令により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる方」以外の方が、報酬を得る目的で他人の法律事件を代理することを業とすることは、弁護士法(第72条)に抵触するおそれがありますので、注意が必要です。

**Q3 「代理人となることを当センターが承認した方」とは、どのような意味ですか？**

- A 申立人となる方のご事情に応じて、弁護士等でなくても、代理人となることを承認するものです。

原則として、次表の左の欄に書かれている方が、右の欄の書類(各 1 部)を提出していただいた場合は、代理人となることを承認することとしています。いずれの場合も、無償で代理人となる場合に限りま。

代理人となる方	必要書類
法定代理人(未成年のお子様の御両親、成年後見人など)	・ 法定代理権を証する書面(戸籍謄本等)
三親等内の親族(親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めいなど)	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 三親等内の親族であることを証する書面(戸籍謄本等)
同居の親族(福島第一、第二原子力発電所事故の発生時又は発生後に同居している親族)	・ 申立人となられる方が作成した委任状 ・ 同居の事実を証する書面(住民票等)
法人(会社)の従業員又は代表権のない役員	・ 申立人となられる法人(会社)の代表者が作成した委任状
事業者(個人、法人を問わない。)の属する事業者団体の役職員	・ 申立人作成に係る委任状

**Q4 上記以外は、代理人となることができないのですか？**

- A 上記以外であっても、代理人となることについて相当な理由があると当センターが判断した場合は、代理人として承認することがあります。

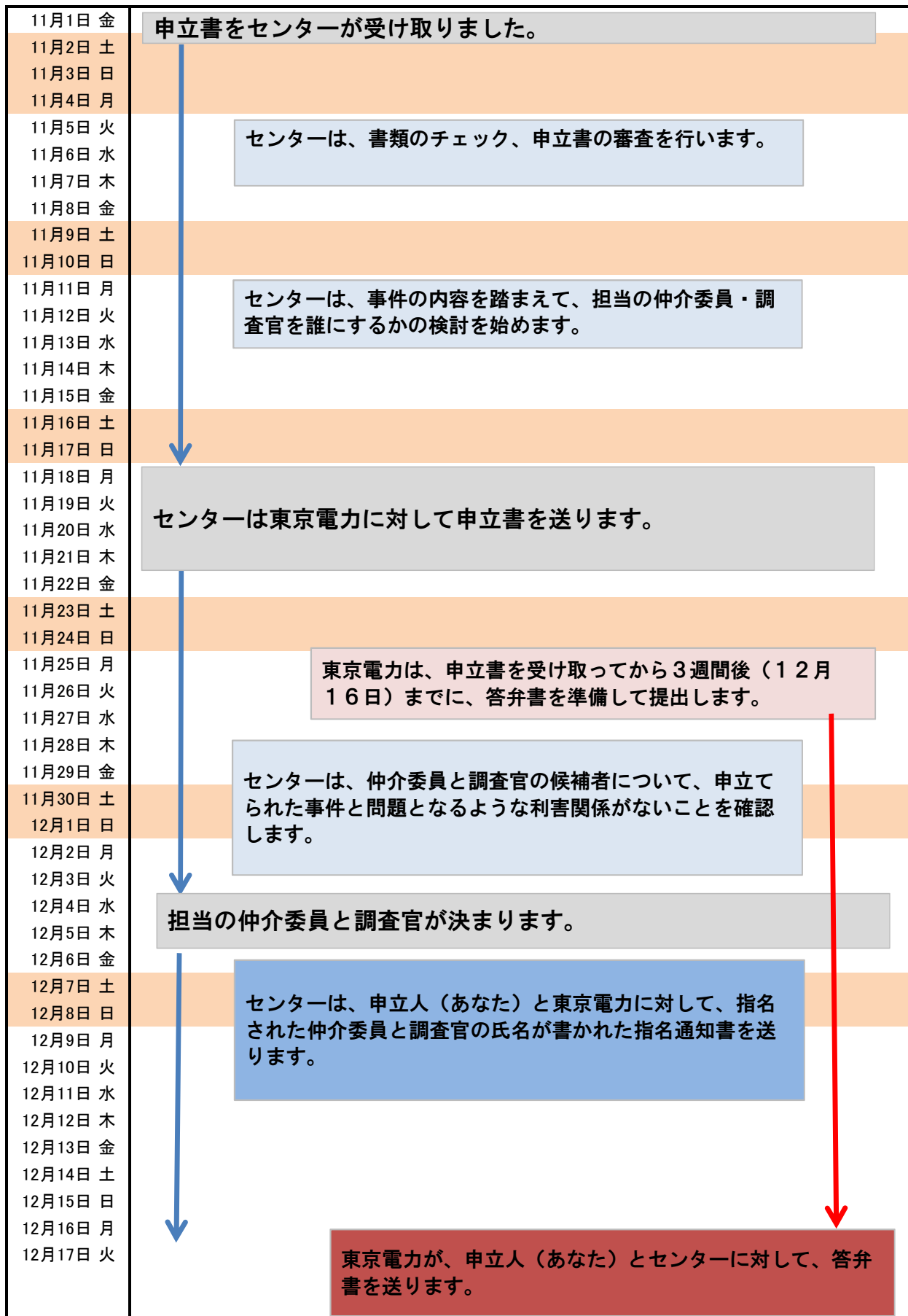
なお、「相当な理由」があるかどうかは、次の書類を提出していただいた上で、個別に判断します(追加の書類を提出していただくこともあります。)

- 申立人となられる方が作成した委任状
- 代理人となる理由を書いた書面(「代理人となる理由」を申立書や委任状に書いていただいてもかまいません。なぜその方を代理人とするのか、その方はどのようなお立場の方なのかなどについて、具体的にお書きください。)

# 【申立書の提出から東京電力の答弁書が届くまで】

資料4

※11月1日に申立書が提出された場合の、通常の流れを説明します。



○山○一様

原子力損害賠償紛争解決センター

和解仲介手続における仲介委員の指名等について

下記1の事件について、下記2の仲介委員が指名されましたので、お知らせします。

今後の和解の仲介については、下記2の仲介委員において、あなたの申立内容と東京電力から提出された答弁書をもとに、双方から事情や意見をうかがいながら進めていくことになります。また、あなたの主張内容について確認や補充をお願いすることもあります。

必要に応じて、当事者から直接お話をうかがう期日が開かれることもありますが、その際には、事前に、下記3の担当調査官から連絡があります。

なお、東京電力から、**平成25年●月●日ころまで**に答弁書が、あなた宛に直接送付される予定です。答弁書は、手続開始当初における東京電力の言い分が記載されたものであり、当センターの考え方や判断が記載されたものではないので、ご注意ください。

東京電力が提出する「答弁書」の提出期限が書かれています。

東京電力から直送される答弁書において、東京電力があなたに対して追加の説明や追加の資料提出を求めてくる場合があります。この場合には、直ちに東京電力の求めに応じないで、当センターからの連絡があるまでお待ちください。当センターにおいて、仲介委員が必要と判断したもの限って、追加の説明や追加の資料提出を求める予定です。

ご不明な点があれば、担当調査官にご連絡ください。

記

1 事件番号 平成25年(東)第○○○○号  
申立人 ○山○一  
被申立人 東京電力株式会社

2 仲介委員 ▲川▲美

3 担当調査官 ■田■夫

4 その他の連絡事項

仲介委員の氏名が書かれています。仲介委員は和解案を決める

調査官の氏名が書かれています。調査官は仲介委員を補助する人

[Empty box for additional contact information]



申立人 ●● ●●ほか●名  
被申立人 東京電力株式会社

### 答 弁 書 (サンプル)

注1：申立書の提出から1か月前後で、東京電力からあなたあてにこのような「答弁書」が送られてきます。

事務の簡素化のため、「答弁書」は東京電力からあなたあてに直接送られることになっています。

注2：「答弁書」は、原子力損害賠償紛争解決センターの見解が書かれた文書ではありません。

「答弁書」は、東京電力の意見、見解が書かれた文書に過ぎません。

注3：申立人の言い分と東京電力（「答弁書」）の言い分のどちらが適切であるかを、仲介委員が中立の立場から判断します。

東京電力（「答弁書」）の言い分ではなく申立人の言い分を認めて和解案が提示された事件は多数あります。

平成26年●月●日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力株式会社  
代表者代表執行役 ○○ ○○

#### 第1 申立金額に対する認否

損害項目	申立人の主張額	認否	一部否認・全部否認の理由	予想される争点及び被申立人の主張
1 精神的な損害の賠償として(申立書●枚目)	妥当な額	<input checked="" type="checkbox"/> 一部認める <input type="checkbox"/> 認否留保 <input type="checkbox"/> 否認	<input type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	第2記載のとおり

<p>2 生活費が 増加した分の 賠償として (申立書●枚 目)</p>	<p>●●●円</p>	<p>■一部認める □認否留保 □否認</p>	<p>■証拠書類不足 □損害なし □相当因果関係 なし □金額の相当性 なし ■その他</p>	<p>第3記載のとおり</p>
--	-------------	---------------------------------	---	-----------------

第2 精神的な損害について

●●●～。

第3 生活費増加分について

●●●～。

以 上





## 農林水産業

### (営業損害・逸失利益)

- ・宮城県の漁港を拠点にして福島沖及び宮城県沖で漁業を営んでいた申立人について、操業を自粛したことによる逸失利益約206万円が賠償された事例。  
(和解事例445 和解成立日 平成25年4月8日)
- ・宮城県沖から茨城県沖までの海域で漁業を行っていた宮城県所在の申立人ら10名について、操業自粛、出荷制限及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等約9億2,600万円が賠償された事例。  
(和解事例473 和解成立日 平成25年4月26日)
- ・宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等により生じた逸失利益、きのこ栽培用の原木及び植菌の財物損害、検査費用等が賠償された事例。  
(和解事例607 和解成立日 平成25年8月6日)
- ・宮城県のキュウリ栽培農家について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例635 和解成立日 平成25年8月16日)
- ・宮城県で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止・自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害等が賠償された事例。  
(和解事例681 和解成立日 平成25年9月24日)
- ・宮城県南部で山林を所有する申立人について、平成23年9月ころ山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の全額が賠償された事例。  
(和解事例683 和解成立日 平成25年9月25日)

### (除染費用)

- ・宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営む申立人らについて、牧草地の除染費用(除染資材購入費及び除染作業費)が賠償された事例。  
(和解事例782 和解成立日 平成25年11月27日)
- ・宮城県で家畜ふん発酵処理施設の共同利用等を目的とする申立人について、平成25年4月に購入した牧草地除染のための機械の購入費用が賠償された事例。  
(和解事例785 和解成立日 平成25年11月29日)

## サービス業等

### (営業損害・逸失利益)

- ・宮城県所在の牛タン料理店の風評被害による逸失利益約1,253万円が賠償された事例。  
(和解事例247-2 和解成立日 平成24年12月18日)
- ・リース会社からコイン精米器を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた申立人について、設置場所が警戒区域に指定されて、リース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額約1,177万円が賠償された事例。  
(和解事例302 和解成立日 平成25年1月18日)
- ・宮城県で食品の運送業を営む申立人について、警戒区域内の取引先の工場が原発事故で休止したためその生產品の運送が無くなったことによる営業損害(間接損害)400万円が賠償された事例。  
(和解事例368 和解成立日 平成25年2月18日)
- ・宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う逸失利益(直接賠償では支払を拒否された)約35万円の賠償が認められた事例。  
(和解事例381 和解成立日 平成25年2月21日)
- ・宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器(設置型放射線測定器等)購入費用等について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に転嫁されているため損害がない、仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張につき、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償が認められた事例。  
(和解事例789 和解成立日 平成25年12月2日)

### (事業用動産)

- ・重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益約2,040万円が賠償された事例。  
(和解事例293 和解成立日 平成25年1月15日)
- ・宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、取引先にリースして旧警戒区域(南相馬市小高区)の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板が放射能汚染のために使用できなくなったとして、財物損害が賠償された事例。  
(和解事例631 和解成立日 平成25年8月15日)

## 販売業

## (営業損害・逸失利益)

- ・宮城県の飼料販売業者について、福島県浜通りの畜産業者に対する売上減少に伴う損害(間接被害)約2,457万円が賠償された事例。  
(和解事例227 和解成立日 平成24年12月7日)
- ・ロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた東京都に本店を有する申立人の風評被害による損害約2,554万円が賠償された事例。  
(和解事例257 和解成立日 平成24年12月25日)
- ・宮城県の釣具店の営業損害約647万円が賠償された事例。  
(和解事例260 和解成立日 平成24年12月26日)
- ・宮城県で食品販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益3,350万円が賠償された事例。  
(和解事例277 和解成立日 平成25年1月4日)
- ・中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益約7,328万円が賠償された事例。  
(和解事例301 和解成立日 平成25年1月18日)
- ・宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等1,410万円が賠償された事例。  
(和解事例417 和解成立日 平成25年3月19日)
- ・宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益等約91万円が賠償された事例。  
(和解事例425 和解成立日 平成25年3月25日)
- ・宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例。  
(和解事例561 和解成立日 平成25年7月5日)



**製造業・加工業****(営業損害・逸失利益)**

・宮城県南部の木炭製造販売業者について、原料木に放射性物質が付着していることから売上げが減少したことによる営業損害(逸失利益)が賠償された事例。

(和解事例713 和解成立日 平成25年10月7日)

・宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益(間接損害)が賠償された事例。

(和解事例727 和解成立日 平成25年10月17日)

・宮城県において水産加工業を営み、平成24年9月に事業を再開した申立会社について、同月から平成25年5月末までの風評被害による逸失利益(寄与度4割)等が賠償された事例(被申立人は、売上減少は津波及びそれに伴う長期間の事業停止による顧客離れなどが原因であり、原発事故との相当因果関係はないと主張していた。)

(和解事例881 和解成立日 平成26年2月18日)

**(検査費用)**

・宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上げの9割を占める取引先(有名ファッションブランド)からの要求により実施している製品の放射線検査費用について、被申立人が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月から平成26年1月までの検査費用が賠償された事例。

(和解事例900 和解成立日 平成26年3月19日)

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。詳しくは、以下のホームページで、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解事例をご覧ください

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1329134.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm))